

## 他自治体の民営化事例（公私連携）

	A市	B市	C市	D町
民営化時期	◇平成 30、31、32 年度	◇平成 30 年度	◇平成 30 年度	◇平成 30 年度
民営化園数	◇公立保育園 18 園中 5 園	◇公立保育園 6 園中 1 園	◇公立幼稚園を民営化 →認定こども園 8 ◇公立保育園 5 園（民営化予定なし）	◇公立幼稚園 2 園→民間幼保連携型認定こども園 1 園 ◇公立（幼稚園 2、保育園 1）
協定締結の期間	◇協定期間は移管実施日から 5 年間。移管実施時点での在園児が卒業するまでは、公立園の内容を引継いでもらうため。 ◇期間終了後は、民間園の考え方に基づいて運営。	◇検討中。（協定に基づく土地賃貸料の減免を予定しているため、期間満了後、内容の見直しは想定されるものの、土地賃貸借契約の期間内は、協定更新が想定される。）	◇協定期間は 10 年間を想定。土地は事業用定期借地権により、貸与することから、土地の貸与期間に合わせて 10 年と設定したもの。 ◇期間終了後は、適正な園運営が行われていたと認める場合は、特段の事業がない限り、再度協定を締結予定。なお、協定内容については、協議のうえ、決定。	◇当初の協定期間は 5 年とし、その後の更新については、協議し決定。
市（町）有財産の貸付等	◇土地については 10 年間無償貸与（その後は有償）、建物については無償譲渡の予定。	◇市有地について、事業用定期借地権設定契約を行い、30 年間・有償貸付を予定。 ◇協定期間内は 3/4 減免予定。	◇土地については、存続期間 10 年間の事業用定期借地権による有償貸付。 ◇施設については、現在幼稚園として使用している建物を現状有姿で無償譲渡。なお、必要な施設整備は全て公私連携法人が実施。	◇土地については、開園準備に必要な期間及び開園後 20 年間は無償貸与とし、その後の貸与方法は別途協議とする。 ◇建物については、事業者が新設する。また、既存建物については、事業者が解体撤去。
事業者選定への保護者の関与	◇選定委員の中に 2 名の保護者代表の枠を用意。	◇市が施設整備補助を行う社会福祉施設（認定こども園含む。）全ての事業者選定を行う外部委員会が既にあり、その委員構成には、保護者代表は含まれてない。	◇保護者 1 名が選定委員会の委員となっており、地域・保護者と連携した園運営を行うため、地域・保護者の視点を踏まえた選定を行う考え。	◇事業者選定委員会には、地区の幼稚園 2 園・保育園 1 園の保護者代表や、園区自治会代表者が参画。
三者懇談会（協議会） 市、事業者、保護者	◇移管先事業者決定後に事業者と協定を締結し、三者懇談会を開催。期間は設置した日から原則として移管実施日の 5 年後まで。 ◇三者のいずれかから要請があれば開催することとしているが、これまでは 2 か月に 1 回の頻度で開催。合同保育（移行保育）開始後は、事業者と直接話をする機会が増えるので、開催頻度は減ると想定。	◇協定締結後、移行前年度に設置予定。設置期間は検討中。 ◇開催頻度は未定（移行前年度の開催頻度は高いものと想定される。）	◇三者協議会は、法人の選定後に組織し、協議会において、協定の内容について協議。協定締結後においても、円滑な園運営に資するため、三者協議会は存続。 ◇協定締結までの間は、開催頻度は未定。移行後は定期的に開催するとともに、新たな取り組みや変更点があれば、その都度開催。	◇未定
移行保育	◇4～12 月（移管先の園長予定者が随時訪問。主任保育士とクラス担任となる保育士代表各 1 名が合同保育に従事） ◇1～3 月（移管先の園長予定者が随時訪問。主任保育士と各クラス担任予定 6 名、看護師 1 名、調理員 1 名が合同保育に従事） ◇費用負担については、市が補助金にて一定額負担予定。	◇4～12 月：施設長予定者、主幹保育教諭予定者が必要日数、移行保育に従事予定。 ◇1～3 月：施設長予定者、主幹保育教諭予定者、クラス担任予定者が常時移行保育に従事予定。 ◇費用負担については、市が補助金にて負担を検討。	◇4～12 月（施設長予定者、主幹保育教諭予定者が概ね週 1 日程度、移行保育に従事） ◇1～3 月（施設長予定者、主幹保育教諭予定者が概ね週 3 日程度、移行保育に従事） ◇費用負担については、公私連携法人が負担。	◇平成 30 年 4 月開園に向け、同年 1 月～3 月（平成 29 年度 3 学期）に合同保育を実施予定。 ◇合同保育委託料として、町が 2 名分を予算計上。 ◇合同保育者は、移行後のクラス担任予定者が従事予定。